

事務連絡  
令和4年1月25日

各総合県民局長  
東部県土整備局長  
東部保健福祉局長  
徳島市建築指導課長  
（建築指導・浄化槽行政担当者扱い）

） 殿

住宅課建築指導室 指導・宅建担当  
水・環境課 浄化槽担当

一戸建て住宅に設置する尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準の  
ただし書に係る取扱い（緩和措置）について（通知）

このことについては、令和4年4月1日以降に設置される合併処理浄化槽に適用します。  
なお、適用日前に浄化槽設置届出書（計画書）等が提出された場合や提出済みの場合は、次の  
とおり取り扱ってください。

<取り扱い>

- 浄化槽の着工予定日が適用日以降であることが確認でき、かつ、設置者（管理者）から「緩和措置の適用願い」の提出がある場合は緩和措置の対象とみなします。
- 緩和措置の適用を受けようとする設置者（管理者）について、次の書類を総合県民局長等及び総合県民局長等を経由して特定行政庁に提出するよう指導をお願いします。
  - ・「浄化槽（変更）届出書（計画書）」、「記載事項変更（訂正）届出書」
  - ・別紙1による「一戸建て住宅に設置する尿尿浄化槽の処理対象人員算定における緩和措置の適用願い」（4部）

【問合せ先】

住宅課建築指導室 指導・宅建担当  
電話 088-621-2595  
水・環境課浄化槽担当  
電話 088-621-2729